



館山市情報提供
令和4年5月9日
建設環境部環境課
担当者：石橋
TEL：22-3354(354)

生ごみ処理機等の購入費補助金について —購入費の8割（上限10万円）を補助—

新型コロナウイルス感染症対策として、ごみ出しによる接触機会を減らし、感染拡大のリスクを抑えるとともに、可燃ごみの減量化、資源循環の取組を進めるため、生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付します。補助率は8割。上限は10万円。今年4月1日以降の購入が対象で、申請は6月1日から受け付けます。

生ごみ処理機などは、生ごみを電気や微生物の働きによって減容化、肥料化することで、資源の循環を身近に感じられ、広く普及することで「ゼロカーボンシティ」への取組の促進が期待されることから、ぜひこの補助制度を活用していただきたいと考えています。

補助制度の概要

1 対象製品

- ・令和4年4月1日以降に市内販売店で購入したもの
- ・電動式、非電動式のいずれも対象
- ・生ごみ処理機と併せて購入した菌床やチップなどの付属品も対象

2 対象者

- ・市内に居住している市民
- ・市内に事業所等がある個人事業主、法人
- ・市内の販売店で購入した方
- ・市税等の滞納がない方

3 補助額 購入費の4/5以内（100円未満は切り捨て）、上限10万円

4 申請に必要な書類

- ・申請書
- ・領収書の写し（製品名、領収日、金額、宛名、発行者及び発行者の印が記載）
- ・購入した製品のカタログ又はホームページを印刷したもの
- ・市税等を滞納していないことの証明書
- ・事業所等の所在地を証明する書類

5 申請期間 令和4年6月1日（水）～令和5年2月28日（火）

※先着申請順で予算の範囲内で実施するため、申請状況により早めに受付終了の場合あり。

6 申請方法 環境課に持参又は郵送により申請。



生ごみ処理機（電動式）
電気の方で生ごみを分解



生ごみ処理容器（非電動式）
微生物の働きで生ごみを分解



生ごみ処理容器（非電動式）キエーロ
微生物の働きで生ごみを分解